

第2号様式(2)-②

(共同企業体発注・事後審査型)

那覇港管理組合一般競争入札公告第2号

浦添ふ頭2号上屋新築工事の一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札(事後審査型)を次のとおり実施する。

平成24年7月24日

那覇港管理組合管理者職務代理者

那覇港管理組合常勤副管理者 藤田 佳久



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 浦添ふ頭2号上屋新築工事(建築)
- (2) 工事場所 浦添ふ頭地区
- (3) 工事内容 上屋の新築工事
延べ面積 4479.60㎡ 1階建て
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成25年3月22日
- (5) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は紙入札により実施する。
- (7) 本工事は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。
- (8) 本工事は、特定建設工事共同企業体結成による工事である。

2 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の結成にあたっての要件

- (1) 2社共同企業体とする。
- (2) 自主結成方式とする。
- (3) 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- (5) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

3 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記イの再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3

ウ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

エ 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の落札決定日までの間において、那覇港管理組合の指名停止措置を受けていないこと。

オ 原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・(株) 富平設計

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、那覇港管理組合競争契約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(a) 親会社と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、那覇港管理組合発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

ク 沖縄県に建設業法に基づく本店がある者。

(2) 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 那覇港管理組合建設工事競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程第7条第1項による平成24・25年度建設業者格付名簿に建築工事業の「特A」級として登録されている者。

イ 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者で、監理技術者資格証を有する者を本工事に専任で配置できる者。

ウ 平成14年4月1日から入札参加資格確認申請書(以下「確認書」という。)及び入札参加確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限までに建築一式工事を元請として施工し、完成・引渡が完了した施工実績を有すること。

エ 配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3か月以上の雇用）があること。

(3) 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 那覇港管理組合建設工事競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程第7条第1項による平成24・25年度建設業者格付名簿に建築工事業の「A」級として登録されている者。

イ 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者で、本工事に専任で配置できる者。

ウ 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3か月以上の雇用）があること。

4 資格確認申請書等の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を持参又は郵送により提出しなければならない。

なお、期限までに資格確認申請書を提出しない者は、本競争に参加することができない。

(1) 資格確認申請書（第3号様式）の提出期間等

ア 提出期間：平成24年7月24日（火）から平成24年8月3日（金）まで。（必着）
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法：持参又は郵送（一般書留もしくは簡易書留）によるものとする。

ウ 提出場所：〒900-0035

那覇市通堂町2-1

那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係

電話番号 098-868-2578

エ 提出部数：2部

(2) 共同企業体資格審査申請の提出

本工事の入札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参又は郵送により提出しなければならない。

ア 提出期間：上記4(1)に同じ

イ 提出場所：同上

ウ 提出部数：1部

5 設計図書等の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間 平成24年7月24日（火）から平成24年8月8日（水）まで

(2) 交付方法 CDにて配布する。

(3) 交付場所及び問い合わせ先 〒900-0035

那覇市通堂町2-1

那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係

電話番号 098-868-2578

上記期間中に設計図書等（CD）の受領がなければ入札に参加することができない。

6 入札方法

入札書等は、あらかじめ指定する日に配達されるように（「配達日指定郵便」にて）、「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法により郵送で提出すること。持参や普通郵便で提出された場合は無効とする。

提出書類：①入札書

②工事費等内訳書

配達指定日：平成24年8月13日（月）

封筒：別紙記入例参照

宛先：〒900-0035

那覇市通堂町2-1

那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係

電話番号 098-868-2578

その他：※入札書のくじの数字（任意の数字3桁）は、同額くじ抽選が発生した場合に使用するため、必ず記入すること。

※配達指定日以外の日に届いた入札書及び工事費等内訳書は受理しないものとする。

7 開札

開札日時：平成24年8月14日（火）

開札場所：那覇港管理組合 3階議場 午前11時00分

入札者は、開札に立ち会うことができる。

8 資格確認資料の提出と競争参加資格の審査

(1) 落札候補者の資格確認

本競争は、開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）から順に競争参加資格の審査を行うため、応募時に提出した資格確認申請書の記載内容を確認できる「資格確認資料」を、持参により提出しなければならない。期限までに資格確認資料を提出しない者は、競争参加資格がないものとする。

なお、落札候補者は、上位のものから順に3者（上位のものと同額のものが複数いる場合はこの限りでない。）を決定し、資格確認資料を求めるが、適格者が確認できた時点で、次順位以降のものの競争参加資格の審査は行わないものとする。

※「資格確認資料」とは、以下の様式等をいう。

①様式1：配置予定技術者の資格等

②様式2：（同一工種・~~再種工事~~）の施工実績

③その他：公告に添付した資格確認申請書（第3号様式）の資格確認の各項目に記載した必要書類

ア 資格確認資料提出の連絡：開札後、8月14日（火）午後3時までに対象業者あて

に連絡する。

イ 資格確認資料の提出期限：平成24年8月16日（木）午後3時までとする。

なお、期限内に限り、一度提出した資格確認資料の修正及び再提出を認めるが、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

ウ 資格確認資料の提出先：〒900-0035

那覇市通堂町2-1

那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係

電話番号 098-868-2578

(2) 競争参加資格の確認結果通知

平成24年8月21日（火）までに書面にて通知する。

なお、落札候補者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。

(3) 競争参加資格がないと認められた者は、管理者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限：競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

管理者は、説明を求められたときは、苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

那覇港管理組合契約規則第12条第1項ただし書きの定めにより免除。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、管理者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 工事費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。
- (2) 管理者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

12 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

13 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、管理者が特に指示したときは、この限りでない。

14 その他

- (1) 資格確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 管理者は、提出された資格確認申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における資格確認申請書又は資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 資格確認申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。
- (6) 入札参加者は、那覇港管理組合競争入札心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 工期は、事情により変更することがある。
- (8) 最低制限価格を設定する。

15 本案件に関する質問・回答

- (1) 入札及び契約関係：〒900-0035

那覇市通堂町2-1

那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係

電話番号 098-868-2578

- (2) 上記(1)以外に関すること。

〒900-0035

那覇市通堂町2-1

那覇港管理組合 企画建設部 建設課

電話番号 098-868-0336

- ア 提出期間：平成24年7月24日（火）から平成24年8月1日（水）まで。
上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで。
- イ 提出場所：上記(1)に同じ
- ウ 提出方法：持参によるものとする。
- エ 回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
期 間：回答日から平成24年8月13日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
閲覧場所：上記(1)において閲覧に供する。